

(公 印 省 略)
こ 第 2 5 9 7 号
令和 7 年 11 月 12 日

各指定保育士養成施設長 様

兵庫県福祉部こども政策課長

保育士修学資金貸付事業（就職活動用就職準備金）の募集について

平素は、本県の子育て支援施策の推進にご協力をいただきまして、ありがとうございます。

さて、本県では、保育人材確保のための取組の一環として、公益社団法人兵庫県保育協会を実施主体として、保育士修学資金貸付事業（就職活動用就職準備金）を令和8年度においても実施する予定です。

この事業は、保育士養成施設で保育士資格取得を目指している経済的に支援が必要な学生を対象に就職活動費用を無利子で貸し付けるもので、原則、兵庫県内の保育所等で5年間保育業務に従事した場合には返還が全額免除されます。

貴職におかれましては、本事業について在学生へ周知していただくとともに、別添「保育士を目指すみなさんへ」及び「令和7年度兵庫県保育士修学資金貸付事業の手引」を参考に、借り受けを希望する学生からの申請の取りまとめ及び推薦をお願いいたします。

記

1 事業概要

貸付対象	指定保育士養成施設の在学生で、次の要件を満たす者として指定保育士養成施設から推薦のあった方（神戸市に住民登録している者を除く 注） ① 令和8年度に就職活動を迎える、短大・専門学生の場合は新2年生（新3年生） 四大の場合は新4年生 ② 養成施設卒業後、兵庫県内の保育所等で勤務する意思を有する ③ 学業優秀である ④ 家庭の経済状況等から真に貸付が必要と認められる ⑤ 他の地方公共団体等から同種の修学資金等を借り受けていない ※ 兵庫県保育協会では、提出された申請書などの内容を貸付審査会において審査し、貸付の可否を決定します。家計基準については、「手引」を参照願います。
貸付限度額	① <u>就職準備金 20 万円（就職活動に必要な資金）</u> <u>（※学費、入学準備金、就職用就職準備金を借り入れしていない学生に限る）</u> (無利子)
返還免除	下記の要件を全て満たすと、返還は免除されます。 ① 養成施設卒業の日から1年以内に保育士として登録 ② 兵庫県内（神戸市域含む）の保育所等で引き続き5年間勤務

注) 神戸市内に住民登録している者は、神戸市の実施する保育士修学資金貸付の対象となります。貸付を

希望される方は、神戸市私立保育園連盟にお問い合わせください（Tel：078-361-3889）。

2 添付書類

「保育士を目指すみなさんへ（案内用チラシ）」

「令和7年度兵庫県保育士修学資金貸付事業の手引」を参照願います。

様式は、https://www.hyogo-hoikukyokai.or.jp/style_jinzai_kakuho.htmlに掲載

3 ご依頼したい事項

(1) 在学生への事業の周知

(2) 在学生からの申請を取りまとめ、推薦書の作成と申請書類の提出

申請者を施設ごとに取りまとめ、推薦書を付して、下記5で示している期日までに兵庫県保育協会に提出してください。複数の申請者を推薦する場合には推薦順位を付していただきますようお願いいたします。

なお、他の奨学金との併用の有無等の確認については、基本的に本人の申請によりますが、虚偽その他不正な方法により貸付を受けたことが明らかになったときには、契約を解除されたり、返還免除や猶予が受けられない場合があることに注意してください。

4 留意事項

推薦数を設けませんが、推薦者全てに貸付けが行えるわけではありませので、ご留意ください（学業成績等を総合的に勘案して貸付けを決定します）。

5 申請書の提出期限

令和7年12月26日（金）とします。

6 その他

今回募集する就職活動用就職準備金以外の保育士修学資金貸付事業（学費・入学準備金・就職用就職準備金）については、実施決定後改めて募集を行います。

7 申請書の提出先・問い合わせ先

公益社団法人兵庫県保育協会 保育士修学資金貸付担当

〒651-0062 神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター内

Tel：078-200-4566（平日9：00-16：30）※貸付専用電話が開通しました。

E-mail：kashituke@hyogo-hoikukyokai.or.jp



保育士を目指す
みなさんへ



就職活動に必要な資金を 貸付する制度があります！



いくら
借りれるの？

上限20万円

無利子で貸し付けします



要件を満たすと
返還免除！

- ①卒業後1年以内に保育士登録
- ②兵庫県内の従事先施設で
保育業務に**5年間** 従事する



どんなものに
使えるの？

交通費／宿泊費／教材費
スーツ・靴などの被服費
証明写真の撮影費など



借りるための条件があります

- 養成施設卒業後、兵庫県内の保育所等で勤務する意思があること
- 学業優秀であること
- 家庭の経済状況等から貸し付けが必要と認められること
- 保育士修学資金の学費相当分等を借入していないこと

※神戸市内に住民登録をしている方は神戸市私立保育連盟へお問い合わせください

⑨ 潜在保育士の就職準備金(40万円)と併用はできません

お問い合わせはこちらまで

公益社団法人兵庫県保育協会

☎ **078-200-4566** (平日9時～16時30分)

〒651-0062

神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター5階

HPはこちら



【貸付対象】

令和8年度に就職活動を迎える、短大・専門学生の場合は新2年生（新3年生）
四大の場合は新4年生が該当します。

- ①養成施設卒業後、兵庫県内の保育所等で5年間勤務する意志を有するもの（※1）
- ②学業優秀であり、養成施設から推薦を受けたもの
- ③家庭の経済状況から真に貸付が必要と認められるもの（※2）
- ④保育士修学資金の学費相当分等を借入していないもの

※1 一部地域では3年従事した場合に免除になる場合があります。

※2 保育士修学資金貸付の手引きに掲載の家計基準に準ずる。

【申請に係る手続き】

在学する養成施設の窓口に応し出をし、連帯保証人予定者を立てて、申請に必要な書類を準備し、養成施設に提出します。

提出された書類は、養成施設でお取りまとめの上、期日までに県保育協会に提出してください。

【申請に必要な書類】

- ①貸付申請書（様式1-4号）
- ②学校成績証明書
- ③住民票又は住民記載事項証明書（申請者を含む世帯分）
- ④申請前年度の生計を支える世帯全員の収入の状況を証明する書類
（源泉徴収票または確定申告書の写し）
- ⑤申請前年度の連帯保証人の収入の状況を証明する書類
- ※ 連帯保証人が④と被る場合は、1通で可
- ⑥連帯保証人の住民票
- ※ 連帯保証人が④と被る場合は、1通で可
- ⑦個人情報取扱同意書（様式1-6号）
- ⑧作文
- ⑨推薦状（様式1-5号）
- ※ 養成施設が作成したもの

【スケジュール(案)】

養成施設への周知	令和7年11月中
提出期限	令和7年12月26日（金）
審査会	令和8年2月
貸付決定時期	令和8年4月
契約締結	令和8年4月上旬から4月下旬
貸付金送金時期	令和8年5月中旬～

【その他】

養成施設卒業後は、保育士登録の完了及び就業先の報告他、免除になるまで、
毎年保育の業務に従事していることを報告する必要があります。
詳細については、兵庫県保育士修学資金貸付事業の手引きをご確認ください。